

広報軽米 【2023年（令和5年）6月号】からの抜粋

（軽米病院だより）

軽米病院だより

コロナが5類になったけど 何が変わるの？

県立軽米病院 院長 葛西 敏史

5月8日に新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類から5類に変更となりました。

まず、患者の自宅療養や濃厚接触者の自宅待機がなくなります。療養期間は発症翌日から5日間を推奨、医療費の1～3割の自己負担も始まります。ただし、学校保健法では出席停止があります（発症後5日間を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで）。濃厚接触者は症状がなければ出席停止にする必要はないとのことです

が、詳細については各学校にご確認ください。

当院の方針は、今まで禁止していた入院患者さんへの面会を制限付きながら開始しました。面会時は①不織布マスクの着用、②発熱などの症状がない、③少人数で短時間としました。時間帯も制限されますので、まずは電話にてお問い合わせください。発熱を認める方は、従来通り来院前にお問い合わせくださるようお願いいたします。下記に県と国の情報ページを記しましたので是非ご参照ください。



岩手県



厚生労働省